

# ふくいもっとラン&ウォークポイントラリー 確認コード利用規約

## (目的)

第1条 この規約は、ふくい桜マラソン実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が企画運営する「ふくいもっとラン&ウォークポイントラリー」（以下「ポイントラリー」という。）において、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」活動に対してポイントを付与する際に使用する(株)アールビーズ提供の「スポーツタウン WALKER」アプリ（以下、「アプリ」という。）の確認コードの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (確認コード利用の対象イベント)

第2条 確認コードを利用できる対象のイベント（以下「対象イベント」という。）は、広く県民・市民・町民が参加・観戦可能な次の県内スポーツイベント等で事務局が適当と認めるものとする。

### (1) 「する」スポーツ

市町、市町スポーツ協会、競技団体、民間等が開催するマラソン大会、競技体験イベント、スポーツフェス（アクティビティイベント）、など

※一部地区の住民、登録選手等、参加者が限定されるものは対象外とする。

ただし、市町及び市町スポーツ協会が開催するイベントで在住・在勤・在学を条件とするものは対象とする。

### (2) 「みる」イベント

ふくい県民応援チーム「FUKUIRAYS」の公式戦をはじめとしたスポーツ観戦イベントなど

### (3) 「ささえる」イベント

上記「する」「みる」イベントにおいて、ボランティアの募集を行うもの

## (利用の申請)

第3条 対象イベントの主催者等で確認コードを利用しようとする者は、アプリへのイベント掲載希望日の3週間前までに、事務局に対して確認コードの利用申請を行い、許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、「確認コード利用申請書」（別記様式）に次の書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

(1) 団体の概要及び役員等が分かる資料

(2) その他事務局が必要と認める書類

## (利用の許諾)

第4条 事務局は、前条の利用の申請があった場合は、その内容を確認し、利用を許諾する場合は利用申請を行った者へ確認コードを発行するとともに、確認コードの掲示用ポスターを送付するものとする。

- 2 前項の規定により発行する確認コードは、第2条に規定する(1)から(3)の区分に関わらず、1イベントあたり1コード、1回の申請のみ可能なものとする。
- 3 (株)アールビーズの運営する Sports net ID (RUNNET) を利用して参加者エントリーを行うイベントについて、第1項の(1)の区分に該当するものはアプリによる自動ポイント付与ができるものとする。

(利用許諾の制限)

第5条 確認コードの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は確認コードの利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 事務局の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 入場料・参加料等の主催者が徴収する経費が事業内容等から勘案して過度に高額なものと認められる場合
- (6) その他、確認コードの利用が適当でないと認められる場合

(確認コード利用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定により、確認コードの発行を受けた者(以下「確認コード利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 確認コードは許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) 確認コードの利用を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 発行された確認コードは、原則として確認コード利用者によりイベント会場内で掲示等を行うものとし、不正なポイント付与が行われないよう適正に管理すること。

(許諾内容の変更等)

第7条 確認コード利用者は、第3条の規定による利用申請の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事務局へ報告するものとする。

(許諾内容の取り消し等)

第8条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は第4条の規定による利用許諾を取り消し、確認コード利用者に対し確認コードの回収等の措置を請求することができる。確認コード利用者は、利用許諾が取り消された場合、確認コードを利用することができないものとする。

- (1) 確認コード利用者がこの規約に違反した場合
- (2) 確認コード利用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第5条の各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他、確認コードの利用が不適切であると認められる場合  
2 事務局は、前項の規定による利用許諾の取り消しにより確認コード利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(疑義の解決等)

第9条 この規約に定めのない事項や疑義が生じた事項等については、確認コード利用者と事務局で協議するものとする。

附則

この規約は、2022年8月29日から適用するものとする。